

# 平成 30 年度廿日市市立四季が丘中学校 生徒指導規程

## 第 1 章 総則

この規程は、廿日市市立四季が丘中学校で学校教育を受ける生徒の人格の完成と健やかな成長を願い、義務教育終了までの見通しを持った指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

(目的)

**第 1 条** この規定は、廿日市市立四季が丘中学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第 2 章 学校生活に関すること

(登下校)

**第 2 条** 登下校については、次のことを指導する。自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。

社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校する。

### (1) 徒歩通学

交通規則及び通学路を守り、通学途中の安全に注意する。通学は原則として徒歩とする。(自転車通学は原則禁止・道路を横断するときは、横断歩道を必ず通る)

### (2) 登下校の約束

通学には通学バッグを使用する。(通学バッグに丈が 5cm 以内の目印となるものを 1 個つけても良い)

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

**第 3 条** 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規定を定める。

(1) 日課の開始時刻は 8:20 とし、8:15 までに教室に入って朝の活動の準備をする。

(2) 平日における部活動のある生徒の下校時間は、次の通りとする。

2 月 16 日～中体連新人大会…18:00

中体連新人大会～文化祭、1 月 16 日～2 月 15 日…17:30

文化祭～1 月 15 日…17:15

ただし、大会及びコンクール等がある場合は、学校長の承認のもと、その 1 週間前から、30 分延長して活動することを認める。(新人大会は行わない。)

(3) 平日の早朝練習は、顧問の先生の指導のもと活動し、7:20 までは登校したり、校門付近等に群がったりしない。

(4) 休日の練習は、顧問の先生の指導のもと活動する。

(5) 登下校中には、買い食いや寄り道をせず、登校後は許可なく校外に出てはいけない。

(6) 欠席や遅刻をする場合は、保護者が学校に確実に連絡をする。

また、生徒は遅刻して登校した場合は、職員室に報告してから、授業教室へ行く。

(7) 事前に見学、欠課、早退をすることが分かっている場合は、生徒手帳に理由を書き、保護者に押印してもらったものを学級・教科担任に提出する。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

**第 5 条** 化粧・装飾・装身具・不要物については次のように指導する。

(1) 口紅(色つきや匂いつきリップクリームを含む)、マスカラなどの化粧類をしない。

(2) マニキュア等の爪や体への装飾をしない。

(3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具をつけない。

(4) まゆ毛はそり落としを含め、加工しない。また、まつげの加工をしない。

(5) 携帯電話や情報通信機器、カメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、お菓子、装飾品、カッターナイフ、はさみ等危険物、その他学校での学習活動に必要なでないものは、持参しない。

違反があった場合、学校で預かり保護者へ返す。

継続する場合や、事実が重大な場合は、特別な指導を行う場合もある。

(持ち物・身なり等)

**第 6 条** 制服等身なりについては、次のことを指導する。

校内外の学習活動及び登下校時は、学校の定める制服(服装)を正しく着用する。休日や忘れ物を取りに登校する場合も制服を着用する。休日の部活動については、体操服・ジャージを着用しても良い。

ただし、長期休暇等で制服をクリーニングに出すなどしている場合は、本校指定体操服ジャージを着用する。

(1) 4 月及び 10 月～3 月を冬服期間、6 月から 9 月を夏服期間とする。

(2) 5月の1ヶ月間と10月1日の前後1週間を、夏服及び冬服の移行期間とする。ただし、移行期間は、気候の状況によって変更する場合がある。

### (3) セーター・ベスト

① 制服の下には、スクールセーター・ベストを着用することを原則とするが、学校指定以外のセーター・ベスト(ボタンなし)を着用してもよい。ただし、白・紺・黒・灰色でVネック、無地のものに限る。

② セーター・ベストは、制服からはみ出さないようにする。

③ 上着を脱いで、セーター、ベストで生活することはできない。

### (4) ズボン・スカート

① 男子のズボンは、ずらしてはかないようにし、ベルトはしっかりとめる。

② 男子のベルトは、幅が2～3cm程度、色は黒・紺・茶・灰色で、ロゴや模様のないものとする。

③ 女子のスカート丈については、膝下より短くしない。

### (5) カッターシャツやブラウス

① カッターシャツやブラウスの襟や胸元のボタンは、しっかりと留める。

② カッターシャツやブラウスの下に着用するものは、白を基調としたものとする。

③ シャツはズボンやスカートから出ないように、しっかりと中に入れる。

(6) 靴下は、白または白のワンポイントとし、丈が短くならないようにする。(くるぶしから10cm以上のスクールソックス)

(7) 通学シューズは、白の運動靴とする。靴紐は白。ワンポイントやラインも不可。ハイカットの靴は不可。かかとを踏んではかない。

(8) マフラー、ネックウォーマー、手袋を着用してもよいが、校内においては着用しない。(マフラー、ネックウォーマーは、白・黒・紺・灰色を基調とし、派手なものは着用しない。)

(9) 使い捨てカイロは持参してよいが、責任を持って持ち帰る。

### (10) 頭髪

① 頭髪は故意に手を加えることや流行を追うことはせず、清潔なものとする。(入試など、どのような場面でも相手に失礼にあたらないものとする。)

② 前髪はまゆより出ないようにし、まゆは故意に手を加えることはしない。

③ 男子で髪が耳や襟にかかる場合は、切るようにする。

④ 女子で肩につく長さの場合は、襟足の中心部分で1本に結ぶか、2つに分け両耳の下で結ぶか編む。結ぶのは耳より下で結ぶ。その際、結びきれない場合は黒ピンで留め、折り返すなどしてだんご状にしない。

⑤ 髪を結ぶゴムの色は、黒・茶・紺・灰色とする。服装頭髪違反のうち、違反内容が重大(染色や段カット等の髪型)な場合、保護者と連携のもと直して再登校させる。

### (11) 上履き・体育館シューズ

① 学校指定のものを使用する。

② 必ず記名し、落書きをしない。

③ 体育館シューズは体育館のみで使用すること。体育館フロアー、体育館内通路、入り口のすいたの上のみで使用すること。

### (12) 飲み物

① ペットボトルを持参する場合は、ペットボトルに必ずカバーをする。

② 飲み物は、お茶または水を持参する。ただし、夏期(5月の体育祭練習時から9月まで)は、スポーツドリンクを持ってきてもよい。

### (校内の生活)

**第7条** 校内の生活については、「時を守り」「場を清め」「礼を正す」ことを基本としながら、次のことを指導する。

#### (1) あいさつ

① 校内や登下校において、お互いに気持ちの良いあいさつ・会釈をする。

② 授業や行事・集会等では、礼儀正しく大きな声であいさつをする。

③ 職員室や保健室に入るときには、きちんと礼をして、用件をしっかりと伝える。

#### (2) 授業

① 自己の生き方をしっかり考え、目標を明確に持ち、授業に前向きに取り組む。

② 2分前着席をまもり、落ち着いて学習する習慣をつける。

③ 授業時のあいさつ、返事を大切にし、よい言葉づかいをする。

#### (3) 休憩時間

① 移動教室以外は他学年の階には行かない。

② 他の学級には入らない。

③ 5校時の予鈴が鳴ったら、教室に入り準備をし

て席に着く。

#### (4) 保健室の利用

- ① 保健室を利用する時は、教科担にその旨を伝え許可を得る。保健室で「連絡カード」に記入してもらい教科担にわたす。
- ② 保健室の利用時間は、1時間を限度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者へ連絡する。

#### (5) 給食

- ① 衛生面に注意して給食当番等をする。
- ② 給食当番以外の生徒は、準備ができるまで廊下等で待機する。
- ③ 給食時間終了(通常 13:15)までは、自分の席に着き外へは出ない。

#### (6) 清掃

- ① 清掃は、お互いに協力し合い、無言で時間いっぱい取り組む。
- ② 校舎や校具を大切にし、すすんで環境美化をはかるよう心がける。

#### (7) 教育相談

生徒・保護者は相談したいことがある場合、スクールカウンセラーを利用できる。

#### (8) 部活動

- ① 部活動は、3年間続けて活動するように取り組むのが望ましい。
- ② 定期テストの1週間前は、原則部活動は停止する。
- ③ 服装は、部活動で決められたものとする。
- ④ 当番を決め、下校指導を行う。

#### (9) その他

- ① 学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。破損については、原則、実費弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。
- ② 卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室に連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにもかかわらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

### 第3章 校外での生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。

本章の内容は、学校・家庭・関係機関と連携を取り指導する。

(校外の生活)

**第8条** 校外での心得については、次のことを指導する。

- (1) 家庭生活の日課を立て、早寝早起き等規則正しい生活を送る。
- (2) 家庭学習は、予習・復習等計画を立て、継続して自主的に取り組む。
- (3) 外出の際は、行き先・帰宅時間を明らかにし、必ず保護者に報告する。
- (4) 自転車は、安全に留意して使用する。
- (5) 旅行や映画・興業等の観覧をする時には、必ず保護者の許可を得る。
- (6) 夜間外出や、危険を伴う場所への出入りはしない。
- (7) 家事等の手伝いを進んで行い、勤労奉仕を心がけて生活する。
- (8) 地域社会の人々や活動に協力し、よりよい地域社会をつくる。
- (9) アルバイトは禁止する。
- (10) 生徒だけで、ゲームセンター・カラオケボックス遊技場などに入店しない。
- (11) 本校・本市では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止している。よって携帯電話については、特別な事情のない限り、保護者に契約しないようお願いする。また情報通信機器について、保護者は、家庭でのルール作りや、フィルタリングに努め、子どもの利用状況を把握する。
- (12) 虐待やネグレクト

保護者に虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校から関係機関に通告する。

### 第4章 特別な指導に関すること

#### (特別な指導)

「社会で許されないことは学校でも許されない。」との認識に基づき、生徒が校内及び校外で問題行動をおこした場合には反省させ、よりよい学校生活を送るために指導する。

(問題行動への特別な指導)

**第9条** 問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。指導にあたっては、発達段階や常習性を配慮する。

本校の定める指導段階は次の通りとする。

第1段階 - 本人への説諭、事実・反省・宣誓の文章の作成及び保護者への連絡。

第2段階 - 第1段階の指導を踏まえた保護者との面談

第3段階 - 第2段階までの指導を踏まえた学校からの懲戒（校内反省個別指導）や諸機関との連携

(1) 学校の規則等に違反する行為Ⅰ

次の行為があった場合、第1段階以上の指導を行う。

- ① 不要物を持ち込んだ場合。
- ② 服装・頭髪違反が繰り返される場合。
- ③ 授業中の態度に問題がある場合。
- ④ 人としてマナーに反する言動を行った場合。
- ⑤ 道路交通法違反および通学違反をした場合。
- ⑥ いじめに関係している場合。
- ⑦ 生徒間暴力があった場合。
- ⑧ 器物破損・破壊行為があった場合。
- ⑨ その他、学校が教育上指導を必要と判断した行為。

(2) 学校の規則等に違反する行為Ⅱ

次の行為があった場合は、第2段階以上の指導を行う。

- ① 第1段階の指導で改善できない場合。
- ② 不要物持ち込みのうち、危険物や授業の妨げになるものを故意に持参・使用した場合。
- ③ 携帯電話やインターネットにより他人を誹謗中傷したり不正な利用をした場合。
- ④ 飲酒・喫煙・万引きなど触法行為。
- ⑤ 故意に授業妨害をし、指導に従わなかった場合。
- ⑥ 教師への暴言。
- ⑦ 生徒間暴力のうち、事実内容が軽度でない場合。

(3) 学校の規則等に違反する行為Ⅲ

- ① 第2段階の指導で改善が見られない場合。または、事実が重大で教育的に必要と判断できる場合。
- ② いじめに加わっている場合。
- ③ 指導に従わない場合。
- ④ 家出及び夜間徘徊
- ⑤ 金品強要
- ⑥ 授業妨害が故意で重大な場合。
- ⑦ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した場合。

(反省指導等)

**第10条** 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。

(1) 学校反省指導

第3段階は(2)の指導を行う。授業中の態度などに課題がある場合は、第1第2段階においても、(2)

の別室指導を行うことがある。

(2) 方法

① 別室による個別反省指導

別室で反省や教科指導を行う。

(別室での指導は、原則3日以内とする)

② 教育相談と反省指導を複合した指導

スクールカウンセラーとの教育相談と個別反省指導を平行して行う。

(特別な指導を実施するにあたって)

**第11条** 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

(1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員に伝える。

(2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。またこの機会に学力の補充を行う。

(3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。

(4) 法令・法規に違反する行為・いじめ、暴力行為、指導を繰り返す場合は、市教委・警察・児童相談所などの諸機関と連携をとる。

(5) 反省指導は、目的を明確にして短期間で行う。また、生徒の発達段階も考慮して効果的に行う。

(規定の周知)

**第12条** 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などで直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。

(規定の施行)

この規程は、平成23年6月21日より施行する。  
平成29年4月1日一部改正